（第一種負担金の額等の認可申請等）

第二十八条　［略］

［一～六　略］

七　法第百十二条の規定に基づき区分して整理した前年度の第一種支援業務に係る経理の状況

八　第一種支援業務に係る費用の算定方法及びその算定結果

［2　略］

［削る］

（第一種負担金の額等の認可申請等）

第二十八条　［同上］

［一～六　同上］

七　法第百十二条の規定に基づき区分して整理した前年度の支援業務に係る経理の状況

八　支援業務に係る費用の算定方法及びその算定結果

［2　同上］

第四章　支援機関

（指定の申請）

第三十条　法第百六条の規定による指定（以下［指定］という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所

二　支援業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　支援業務を開始しようとする日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　定款の謄本及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四　指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五　役員の氏名及び経歴を記載した書類

六　組織及び運営に関する事項を記載した書類

七　支援業務を行おうとする事務所ごとに支援業務用設備の概要及び整備計画を記載した書類

八　現に行っている業務の概要を記載した書類

九　支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十　その他参考となる事項を記載した書類

（支援機関の名称等の変更の届出）

第三十一条　支援機関は、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2　総務大臣は、前項の届出があったときは、その旨を公示する。

（支援業務諮問委員会の委員の任命の認可の申請）

第三十二条　支援機関は、法第百十三条第三項の認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び履歴を記載した申請書に当該任命しようとする者の就任承諾書を添えて総務大臣に提出しなければならない。

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第三十三条　支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第七十七条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を総務大臣に提出しなければならない。

一　役員の氏名

二　選任又は解任の理由

三　選任の場合にあっては、その者の経歴

2　前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書を添えなければならない。